

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者についての情報公開

令和2年10月15日（木）
山梨県立大学教育委員会
教職課程部会

本学では、令和二年八月十一日文部科学大臣決定に基づき、令和2年度に限り特例的に行う介護等体験代替措置等について、下記の通り実施しました。

該当する措置

1. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者について

(2) 令和二年度までに、別表の第一欄に掲げる指定を受けている課程認定大学等において開設される科目のうち、同表の第二欄に掲げる規定により定められている教育内容に関するものであって、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該課程認定大学等が認めるものの単位を一単位以上修得した者

別表

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号の社会福祉士短期養成施設等又は第三号の社会福祉士一般養成施設等の指定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号)別表第一若しくは別表第三又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)別表第一若しくは別表第三
---------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

本学における対応科目

- ①ソーシャルワーク演習Ⅰ 1単位 (30時間)
- ②ソーシャルワーク演習Ⅱ 1単位 (30時間)